

第 8 期 台東区高齢者保健福祉計画・台東区介護保険事業計画（案）より

1. 計画の概要

高齢者保健福祉計画は、医療や介護が必要な高齢者だけでなく、すべての高齢者を対象とした保健福祉施策に関わる総合的な計画。健康づくりや生きがいづくり、支え合いの地域づくりなど、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、区が取り組むべき施策を明らかにすることを目的。

介護保険事業計画は、地域の状況に応じて、介護サービスを適切に提供するための計画です。要支援・要介護の認定者数や介護サービスの利用量、介護予防や認知症施策の推進、介護人材の確保などに対する取り組みを定めることを目的。

高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画を含むため、台東区では両計画を一体的に策定。

(1) 計画期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間。

(介護保険法で 3 年を 1 期とされており、第 7 期計画は平成 3 0 年度～令和 2 年度)

(2) 策定経過

台東区高齢者実態調査（令和元年度）や介護保険制度の改正事項、学識経験者、医療・福祉関係者などからなる高齢者保健福祉推進協議会及び専門部会における検討を踏まえ策定。

2. 計画の理念と体系

(1) 基本理念

- 高齢者をはじめ、誰もが尊厳を守られ、いきいきと安心して自立した生活を続けられるまち
- 多様性が尊重され、住み慣れた地域全体で、助け合い支え合えるまち

(2) 基本目標

●主体的な健康づくりと生きがいづくり

高齢者がいつまでもいきいきと自立した人生を過ごすことができるように、健康管理や介護予防など主体的な健康づくりを推進します。

また、生きがいづくりや社会参加を促すために、地域の自主活動や団体活動を支援します。

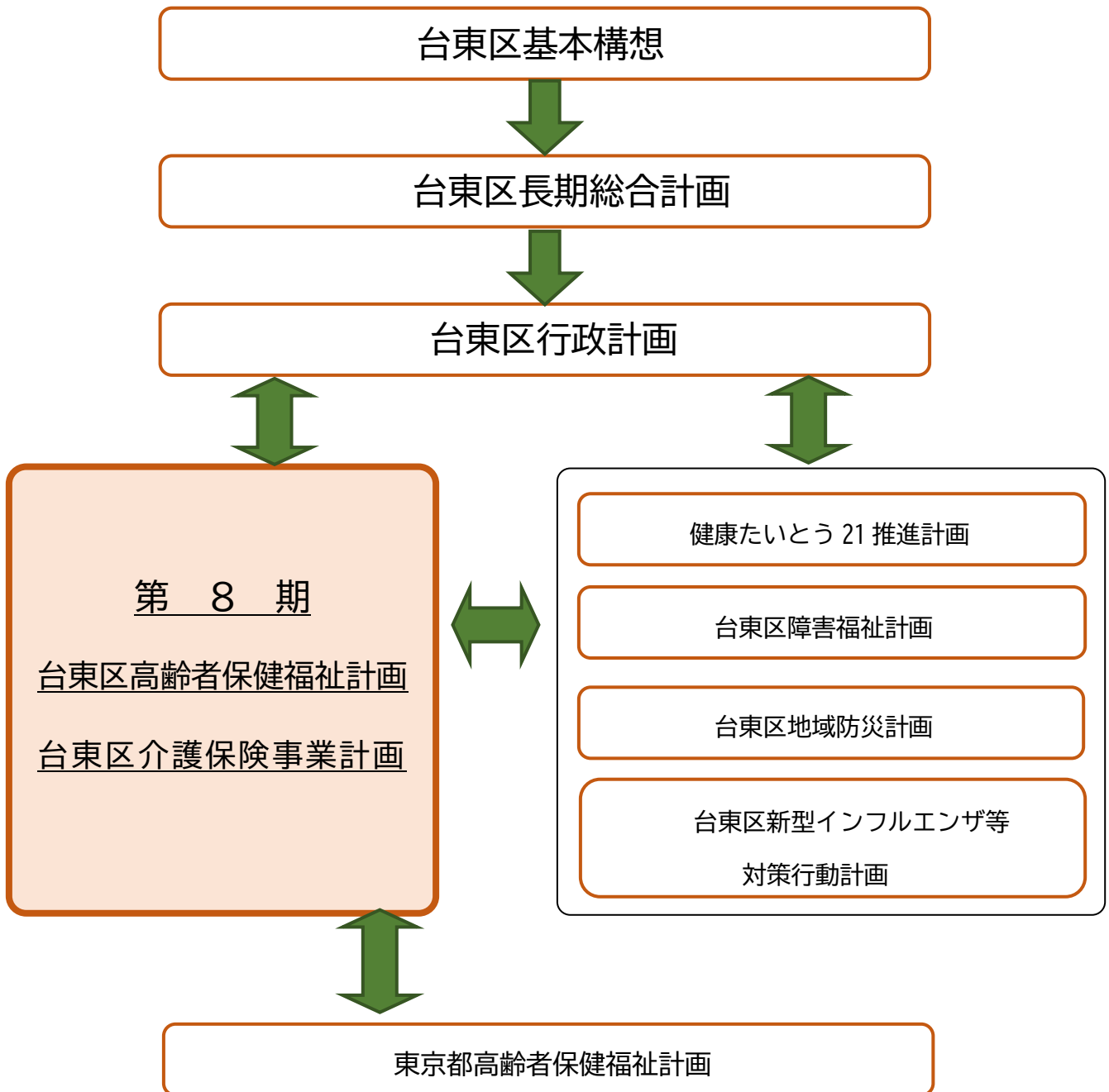
●支え合いの地域づくりと安全安心な環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、住民相互の助け合いの活動など、多様な社会資源と連携・協力して、地域全体で支え合う地域づくりと安全安心な環境づくりを推進します。

●自立した生活を支える基盤づくり

介護が必要な状況になっても、地域で自立した生活を送ることができるように、介護保険サービスを中心として、様々な支援を行うための基盤づくりを推進します。

(3) その他の計画との関係



(4) 計画の施策体系 7つの施策の方向性は8期計画でも引き継ぎ、施策の中で各事業を展開。

施策の方向性		
施策番号	施策名	主な内容
1. 地域包括ケアシステムの推進		
(1)	相談・支援体制の推進	・総合相談窓口や地域包括支援センターの運営
(2)	地域における支援体制の推進	・地域ケア会議や生活支援体制の整備など
2. 生きがいづくりの推進		
(1)	社会参加の促進	・地域活動の場づくりへの支援やシルバー人材センターの支援など
(2)	地域交流の支援	・生涯学習の機会の提供や老人福祉センター・館の講座・イベントの実施など
3. 健康づくりと介護予防の推進		
(1)	健康管理と疾病予防の推進	・健康診査の受診勧奨、予防接種費用助成など
(2)	介護予防の推進	・介護予防の普及啓発、自主的な活動の支援
4. 地域における支え合いの仕組みづくりと生活支援の充実		
(1)	地域による見守りの推進	・高齢者地域見守りネットワークなど、地域全体での見守りの推進
(2)	生活支援サービスの充実	・自立支援用具給付など、居宅生活の支援
(3)	認知症施策の推進	・認知症の早期発見・早期対応、相談・支援など
(4)	尊厳ある暮らしの支援	・成年後見制度の利用支援や権利擁護、虐待の防止
5. 介護サービスの充実		
(1)	介護サービス基盤の充実	・介護サービス施設の整備など
(2)	介護サービスの質的向上	・介護人材対策や介護事業者のサービス向上
(3)	家族介護者への支援の充実	・家族介護者の負担軽減
6. 在宅療養の推進		
(1)	在宅療養支援の充実	・在宅療養生活の支援
(2)	医療・介護連携の推進	・医療関係者と介護事業者の連携
7. 住み慣れた地域で暮らせる環境づくり		
(1)	高齢者の住まいの確保と住まい環境の向上	・住宅の供給や確保
(2)	福祉のまちづくりの推進	・地域のバリアフリー化
(3)	安全で安心して暮らせる環境づくり	・災害時の支援や防災・防犯意識の啓発など

高齢者実態調査の結果、区に力を入れてもらいたい高齢者福祉施策として「介護について、相談しやすい窓口の充実や情報提供」が最も多く、次いで「介護している家族の負担の軽減」が多くなっている。相談窓口の利便性向上とともに、介護する家族の負担軽減に対する要望が多くなっている。